

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度札幌市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係るコールセンター業務、申請受付業務及び通知書等発送業務
発注課	子) 子育て支援部子育て支援課
選定事業者	キャリアバンク株式会社
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して、生活の支援のための給付金を支給するものである。真に生活に困っている方々への支援であることから、国からは申請不要のひとり親世帯に対しては可能な限り6月までに支給すること、またその他の世帯についても、可能な限り速やかに支給することを指示されており、本市としても可能な限り速やかな支給を実現する必要があると考えている。</p> <p>しかし、当該給付金に係る業務委託について入札等を経て契約をする場合、契約締結までには相当な期間（最低でも1か月）を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となる。</p> <p>また、契約後早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市の子育て世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な者であり、かつ、類似の業務で良好な履行実績のある事業者を選定する随意契約とすべきである。</p> <p>事業者については、履行中に細やかな連携を行い、市民から送付される書類等についても即時に納品を行うことが必要となるため、札幌市内に本拠地を構えることが可能であり、かつ業務に適した人材や設備等を速やかに手配でき、確実な履行が可能である者を選定する必要がある。</p> <p>選定事業者は、本市が求める仕様を満たすことが可能であり、かつ本市において、本業務と類似した業務である「保険料減免等コールセンター運営管理業務」の受託実績もあり、受付事務に係るシステム並びに業務設計が整っており、準備や構築に時間とコストを要さないことから、至急立ち上げが必要であるコールセンターの準備期間も短縮できるため、速やかな支給につなげることが可能と考えられる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、「キャリアバンク株式会社」から見積書を徴して随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和4年5月24日